

中間貯蔵施設に係るコールセンターへのお問合せについて（概要報告）

1. お問合せ件数

8月27日から10月6日にかけて151件のお問合せがございました。内訳は以下のとおりです。（1件のお問合せの中で複数の分野にわたるご質問があった場合には、それぞれの分野にお問合せ件数を計上。）

1.	法制化・最終処分	6件
2.	用地の取扱い	14件
3.	用地補償	104件
4.	町の将来像	2件
5.	生活再建策・地域振興策	8件
6.	地域の文化遺産・墓地	3件
7.	輸送	3件
8.	その他	29件

2. 主なご意見・ご質問と当方の答え

（いただいたご意見やご質問には様々な態様ございましたが、以下については、その中から、ご主張の骨子を整理させていただき、掲載しております。）

<法制化・最終処分について>

○30年後の県外最終処分の法制化はどのように進んでいるのか。

⇒「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」を10月3日に閣議決定し、今臨時国会（第187回国会）に提出したところです。同法案では、中間貯蔵施設に係る国の責務を明確に位置づけ、その中核として、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を一体的に規定しています。

○最終処分までの工程について、県外への搬出に10年かかるとすれば、中間貯蔵施設への貯蔵開始から20年後には搬出しなくてはならない。どのような見通しなのか。また、資源化していく場合、どのように進めていくのか。

⇒最終処分の進め方については、現時点でお示しできる限りの工程として、県外での最終処分に向けた8つのステップを提示しておりますが、各年の明確な見通しまでは立っていないのが実情です。今後の減容化に関する技

術開発の動向などを踏まえつつ、しっかりと具体化してまいります。資源化の道筋につきましても、資材等への利用に関する技術的な道筋に加え、再利用に関する国民の方々の理解を得つつ、この8つのステップを関係者の方々と相談しながら進めてまいります。

http://josen.env.go.jp/soil/pdf/correspondence_140728_02.pdf

(環境省 HP 2014年7月28日 県外最終処分に向けた考え方)

<用地の取扱い及び用地補償について>

○中間貯蔵施設候補地内に建物をもっている場合はどうなるのか。

⇒建物については、現存する建物を新築した場合の価格を算出し、新築価格から年数が経過することで低下した建物の価値減等を差し引いた額を補償することになります。

○中間貯蔵施設候補地内に借地をして建物を持っている。建物については、どのような扱いになるのか。また、建物の中の荷物の扱いはどのようになるのか。

⇒建物については建物所有者に補償させていただきます。借地をされている土地については、土地所有者と協議して権利割合を決めていただく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

⇒荷物（動産）については、避難指示が解除されるまで、建物を建て直すことができないため、その間、荷物（動産）を貸倉庫に保管するために必要となる保管料相当分を今回の事業では別途補償することとしています。必要な荷物（動産）を運び出していただいた上で、不要な荷物（動産）がある場合には、所有者のご了解の下、国で処理させていただく予定です。

○未登記・未課税物件の補償はどうなるのか。

⇒未登記、未課税物件であっても現存する物件であれば補償対象と考えられます。ご本人様の所有物件であることをどのように確認させていただけるかという点は課題になりますが、今後、具体的にご相談させていただきます。

○買取りと地上権の両方の価格を示してもらえるのか。

⇒ご質問のとおり両方についてお示しいたします。

○企業の資産に対する補償はどうなるのか。企業に対してもしっかり説明をお願いしたい。

⇒土地・建物の補償については、企業も個人も同様の補償を行うこととなります。用地説明会の開催に合わせて、以下の環境省ホームページにございますとおり、相談室を開設しましたので、よろしければご活用下さい。

http://josen.env.go.jp/soil/briefing_session_inquiry.html

(環境省 HP 中間貯蔵施設の用地補償等に関するお問い合わせ窓口(フリーダイヤル)受付日時の拡充について)

○地上権は借手(国)の権利が強く不安である。賃貸借ではなぜだめなのか。

⇒中間貯蔵施設は、周辺住民の皆様の安全・安心の確保につながるよう、長期にわたり安定的に運営・管理していく必要があります。他方、先祖伝来のかけがえのない土地であり、手放したくないという思い、また、国が買い取った場合、そこを最終処分場にしてしまうのではないかと御懸念を住民説明会等の場でも重ねて伺ってまいりました。このような住民の皆様のお思いや御懸念にこたえるべく、中間貯蔵施設の用地については、様々な選択肢について検討してまいりました。

賃借権については、民法の規定により、契約の存続期間の上限は20年であり、中間貯蔵施設の事業は30年間継続して行う事業であるため、必ず契約更新が必要となります。20年の間に相続や売買等により土地所有者が変わり、契約更新がなされない場合には、施設の安全で安定的な管理・運営に支障を来しかねないため、30年間の契約が可能な「地上権」を選択肢とさせていただきました。なお、国が「地上権」を第三者に譲渡することはありません。

○フリーダイヤルの受付時間が短く、不便である。

⇒ご要望も踏まえ、中間貯蔵施設等整備事務所の地権者用問い合わせ窓口を平日は21時まで延長し、土曜日も9:00~18:00まで開設させていただくことにしました。

<町の将来像について>

○町道に屋根を付けて太陽光パネルを設置したり、中間貯蔵施設の上に太陽光パネルを設置してはどうか。

⇒貴重なご意見ありがとうございます。町の将来像については、国としてもできる限りの協力・支援をしてみたいです。

<生活再建・地域振興策について>

○中間貯蔵施設候補地以外の人には、どのような支援を国は考えているのか。町が受入れを了承した場合、中間貯蔵施設の近くには住めないと思っているが、そのような人にどのような支援を考えているのか。

⇒地域の復興に向けた取組に加え、大熊町、双葉町を中心として、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施するため、極めて自由度の高い交付金を創設することとしています。具体的な事業につきましては、大熊町、双葉町及び福島県と協力し、地元のニーズを踏まえながら具体化していきたいと考えています。

<地域の文化遺産・墓地について>

○文化遺産があるが対応如何。工事中に出てくるはず。町の財産なので、しっかりと対応すべきだが国は信用できない。文化遺産の問題について、住民が情報を得られるようにしてほしい

⇒現時点でわかっている遺跡については、可能な限り跡地にかからないように中間貯蔵施設の諸施設の配置を計画しております。遺跡等が工事中に発見された場合には、福島県の教育委員会と相談の上、しっかりと対応することとしています。

<輸送について>

○除染土壌の輸送に伴う振動で家が傾いた場合にはどうするのか。

⇒そのようなことが起こらぬよう安全な輸送を確保してみたいです。なお、万が一、明らかに除染土壌の輸送によるものと認められる被害が発生した場合には、国の責任で対応させていただきます。

<その他>

○施設の配置図では、6号沿いは緩衝緑地になっているが、既存の建物等は全て撤去するという事か。

⇒中間貯蔵施設の建設予定地内は、今後30年間にわたって国が責任をもつ

て管理を行うこととしております。この建設予定地内にある既存の建物等は、仮に撤去をしなかった場合、30年の間に荒廃が進むことが予想されます。よって、治安や安全面を考慮し、原則的には、既存の建物等は全て撤去し、緩衝緑地部分に木が無ければ、新たに植栽することになると考えています。